

第三次大江町環境基本計画（案）概要

第1章	基本的事項	第2章	大江町の現状										
（1）計画策定の背景 ◆国連では、持続可能な社会の実現のため、2030（令和12）年までの国際目標としてSDGsが掲げられた。 ◆国内外で2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現に向けた取組みが加速している。 ◆生物多様性は回復に向けて動き始めており、2022（令和4）年に国際的な枠組みが採択された。 ◆国の第六次環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられた。 ◆大江町においても2023（令和5）年3月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、SDGsの達成に向け様々な施策を展開。 ◆「第2次大江町環境基本計画」の計画期間の終了に伴い、これらの社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえて、環境基本計画の改定を行った。 （2）計画の目的 ◆国や県の環境基本計画や、「第10次大江町総合計画」の町の将来像「ちょうどいい 幸せ感じるまち」を実現するため、環境分野における基本的な方向を示し、良好な環境の保全及び創造のための目標や環境施策のあり方と、その基本方向を明らかにし、体系的な施策の指針として理念を各種の取組みを総合的かつ計画的に推進する。 ◆大江町の事務事業における地球温暖化対策の抜本的な拡充を図る。 （3）計画の期間 ◆2025（令和7）年度から2030（令和12）年度まで（6年間）。 （4）計画の対象地域 ◆本計画の対象地域は大江町全域。ただし、町域を超えた対応が求められる地球温暖化対策等の施策については、国、県、周辺市町との広域的な連携を図る。 （5）計画の位置づけと役割 ◆本計画は、「第10次大江町総合計画」を上位計画とし、「大江町環境基本条例」第8条の規定に基づき策定され、大江町の環境行政における総合的な指針として位置づけられるものである。 ◆大江町の事務事業における地球温暖化対策の拡充を図るとともに、一体的に取組みを推進するため、「大江町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を内包。 （6）計画の対象とする環境の範囲 ◆本計画の範囲は、大江町環境基本条例の考え方を踏まえて、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」とする。 <table><tr><th colspan="2">計画の対象とする環境の範囲</th></tr><tr><th>環境分野</th><th>対象となる環境項目</th></tr><tr><td>地球環境</td><td>地球温暖化、生物多様性保全、オゾン層破壊、酸性雨、エネルギー、海洋汚染 等</td></tr><tr><td>自然環境</td><td>森林、農地、水辺、動植物、生態系、自然景観、歴史・文化等</td></tr><tr><td>生活環境</td><td>大気、水、土壌、公害問題、廃棄物、資源循環 等</td></tr></table> （7）町民・事業者・町の役割と責務 ◆本計画の推進にあたっては大江町環境基本条例に基づき、町民、事業者、町が望ましい環境像の実現に向けて連携しながら、それぞれの立場の役割と責務を果たしていく。 【町民】 ・日常生活において、環境への負荷をできるだけ少なくするための行動を自主的に行う。 ・環境について学び、理解を深め、町が実施する環境の創造と保全に関する施策に協力する。 【事業者】 ・事業活動によって生じる公害を防止し、自然環境を保全するための措置を講じる。 ・法令に基づく規制や基準の遵守だけでなく、より環境への負荷の少ない事業活動に努める。 ・町が実施する環境施策に協力するほか、地域での環境保全活動等にも積極的に参加する。 【町】 ・良好な環境の保全に関し、国、県及び他の地方公共団体と連携・協力しながら環境施策の推進に努める。 ・本町の環境問題等を把握し、その解決のための総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。		計画の対象とする環境の範囲		環境分野	対象となる環境項目	地球環境	地球温暖化、生物多様性保全、オゾン層破壊、酸性雨、エネルギー、海洋汚染 等	自然環境	森林、農地、水辺、動植物、生態系、自然景観、歴史・文化等	生活環境	大気、水、土壌、公害問題、廃棄物、資源循環 等	1. 町のすがた ◆大江町は、山形県のほぼ中央部、山形盆地の西部に位置。東には寒河江市、西及び北には西川町、南には朝日町がそれぞれ接しており、朝日山系に源を発し最上川に注ぐ月布川を中心として東西24km、南北16kmの東西に細い地形。 ◆大江町の人口は、2020（令和2）年には7,646人となり、60年間で8,173人（51.7％）が減少。少子高齢化が進んでいる。 ◆産業別就業者人口は、第1・2・3次産業で減少。 2. 町の環境 2-1 自然環境 ◆大江町では人口減少・高齢化により、人工林の荒廃や農地の耕作放棄が進んでいる。また、地球温暖化の影響でマツ枯れ・ナラ枯れ等の森林病害虫等の被害が拡大しており、自然災害の発生や景観の悪化が危惧される。 ◆地球温暖化の影響と考えられる豪雨により、河川の氾濫が頻発。 ◆大江町では2022（令和4）年以前から特定外来生物に指定されているウシガエル、コクチバスの生息が確認されている。既に確認されている外来生物の生息拡大を防ぐとともに、未確認の外来生物の侵入防止に取り組む必要がある。 ◆最上川の流通・往来及び左沢町場の景観が、2013（平成25）年3月に風景の国宝といわれる国の重要文化的景観に選定され、将来的な保存整備と活用に向け、サイン等の整備が進められている。 2-2 生活環境 ◆自動車交通による大気汚染や騒音等の公害に関しては問題になったことはない。 ◆公共下水道への接続や合併浄化槽の設置による生活排水の適正処理を進め、河川に排出される汚濁負荷を軽減し、良好な水環境を維持していくことが重要。 ◆廃棄物の町民1人1日あたりの排出量は733gと、全国平均の880g及び県平均の909gを下回っている一方、コロナ禍の影響により2020（令和2）以降、増加していることから、今後も、町民の積極的なごみ減量化への取組みを継続する必要がある。 ◆環境学習については、大江町山里交流館での自然体験プログラム、大江町民ぶくらすカレッジのシルバー講座、おらだの町探訪、まちづくり出前講座等が実施されている。 3. 地球環境 3-1 地球温暖化 ◆現在、世界で問題となっている地球温暖化は、近年の人間活動の拡大に伴って、大きなエネルギーを必要とするために多くの化石燃料が用いられ、大気中に大量に放出される二酸化炭素等の温室効果ガスの増加が原因とされている。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書によると1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011（平成23）年～2020（令和2）年に1.1℃の温暖化に達している。また、日本では100年あたり1.35℃、山形県でも100年あたり1.4℃上昇している。 ◆日本政府による2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル宣言」や、「地球温暖化対策推進法」の改正、「地球温暖化対策計画」の改正など、国をあげて脱炭素社会へ向けた動きが加速化。 ◆気候変動により異常気象の発生や動植物の生態系、農業、社会基盤、人の健康などに多大な影響を与えることが懸念されている。大江町においてもこれまで生息が確認されなかったイノシシ等による鳥獣被害の拡大、農作物の異常高温・少雨による障害、豪雨による最上川・月布川の氾濫、熱中症リスクの増大といった事象が既に確認されており、温室効果ガスの排出を削減する緩和策と気候変動影響を低減・回避する適応策の推進が重要となる。 3-2 生物多様性の損失 ◆過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年の平均の少なくとも数十倍から数百倍の速度で進んでおり、生物多様性の保全は、地球温暖化対策と同様に取り組むべき地球環境問題の1つとなっている。 ◆「生物多様性国家戦略2023-2030」が令和5（2023）年3月に閣議決定され、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、反転させて自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、陸域20.5％、海域13.3％ある日本の保護地域（2020（令和2）年）を、2030（令和12）年までに陸と海の30％以上に拡大する「30 by 30」を目標の1つとしている。30by30の達成には、保護地域の拡張とともに、企業有林や里地里山等の、保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（OECM）を拡大し組み込んでいくことが必要。 3-3 オゾン層の破壊 ◆成層圏のオゾン層破壊物質の総量は、1990年代半ばのピーク時の値から減少しており、オゾン層の回復は進んでいるが、オゾンの全量は1970年代と比べて現在も少ない状態が続いている。 3-4 熱帯林の減少 ◆農地の拡大や大規模な森林火災により、世界の森林面積は減少し続けており、特に熱帯林の減少が多くなっている。	
計画の対象とする環境の範囲													
環境分野	対象となる環境項目												
地球環境	地球温暖化、生物多様性保全、オゾン層破壊、酸性雨、エネルギー、海洋汚染 等												
自然環境	森林、農地、水辺、動植物、生態系、自然景観、歴史・文化等												
生活環境	大気、水、土壌、公害問題、廃棄物、資源循環 等												

第3章

町民・事業者の環境意識

1. 調査概要

	町 民	事 業 者
調査対象	18 歳以上の町民 400 人	100 事業所
調査期間	2024（令和 6）年 9 月 6 日（金）～9 月 20 日（金）	
調査方法	郵送配布	郵送配布
回答数	182 人	56 事業所
回収率	45.5%	56.0%

2. 調査結果

◆環境基本計画、ゼロカーボンともに認知度が低く、情報発信が必要。

◆生活環境は良好に保たれている。

◆外来生物の侵入防止、動植物の生息・生育環境の保全、歴史・文化の地域資源の活用、環境情報の発信、ポイ捨て・不法投棄の防止対策、地球温暖化対策（省エネルギーの実践、再生可能エネルギーの利用等）、環境資源を活用した産業の創出等が課題。

◆大江町が取り組むべき施策として、地球温暖化対策の推進（省エネ設備導入推進、再生可能エネルギーの活用等）、気候変動による影響への対策（災害級の豪雨対策、猛暑による熱中症対策等）、農地の保全・活用（農業の担い手・人材育成への支援、耕作放棄地解消のための補助等）、森林の保全・活用（新整備推進、地元産材活用促進等）が挙げられた。

第4章

計画の進捗状況

◆施策については概ね実施されてきたが、情報発信、普及啓発、町民・事業者との協働が課題。

第5章

大江町の課題

◆自然環境については森林、農地等の在来生物の生息域保全や特定外来生物の侵入・拡大防止に向けた対応が必要。

◆生活環境については良好な大気・水環境の維持とともに、ごみの減量化・廃棄物の適正処理の継続対応、環境に関する情報を継続して発信する体制の構築が必要。

◆地球環境については 2050 年のカーボンニュートラルの実現及び 2030 年の 30 by 30 の達成に向けた対応強化が必要。

第6章

望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

『地球とひとにちょうどいい おおえぐらし』

2. 基本目標

◆望ましい環境像を実現するために 4 つの基本目標を柱として設定する。

◆望基本目標を達成するための特に推進すべき項目を個別目標として設定する。

※1～3 については現行計画を基本とし、新たに 4 として脱炭素に関する方針を新規追加

1 【共生】人と自然が共生するまち（現行）

自然や自然と共に育まれてきた歴史・文化を共通の財産として保全・育成・活用しながら、健全な姿の自然や歴史・文化を後世に引き継いでいく

2 【生活】自覚と行動のまち（現行）

自覚と行動を実践できる人づくりを推進し、良好な生活環境を未来へ継承していく

3 【循環】地球にやさしい循環型のまち（現行）

ごみの減量と適正処理、資源の有効活用に取り組み、地球にやさしい循環型のまちづくりを目指す

4 【脱炭素】カーボンニュートラルで持続可能なまち（新規追加）

省エネルギー・再生可能エネルギーの普及拡大により CO₂ を排出しない脱炭素社会を目指すとともに、環境配慮型の新しい産業を掘り起こし、社会・経済の問題も同時解決できる持続可能なまちづくりを推進する

3. 施策体系

※現行の施策体系を基本する

※共生に関する個別目標に生物多様性の保全について新規追加

※脱炭素に関する基本目標と、その個別目標を新規追加

望ましい環境像

基本目標

個別目標

『地球とひとにちょうどいい おおえぐらし』

1 【共生】
人と自然が共生するまち

① 森林・水辺・農地を守る

② 生物多様性を保全する(追加)

③ 自然と調和した景観を創出する

④ 歴史・文化的資源を大切にする

2 【生活】
自覚と行動のまち

① きれいな空気・水・大地を守る

② 騒音・振動・悪臭等を防止する

③ 生涯にわたる環境学習を推進する

3 【循環】
地球にやさしい循環型のまち

① ごみの減量化とリサイクルを推進する

② 不法投棄の防止と廃棄物の適正処理を推進する

4 【脱炭素】
カーボンニュートラルで持続可能なまち(追加)

① 省エネルギーを普及拡大する(追加)

② 再生可能エネルギーの導入を促進する(追加)

③ 持続可能なまちづくりを推進する(追加)

④ 気候変動への適応を推進する(追加)

2

第7章 目標の達成に向けた主要施策及び取組み		基本目標2【生活】自覚と行動のまち	
基本目標1【共生】人と自然が共生するまち		関連するSDGsのゴール	
関連するSDGsのゴール		関連するSDGsのゴール	
個別目標① 森林・水辺・農地を守る		個別目標① きれいな空気・水・大地を守る	
主要施策1. 森林を適正に保全し有効に活用します		主要施策1. 大気汚染を防止します	
◆災害の防止や水資源の涵養といった森林の持つ多様な機能を活かした管理、保全活動を推進します。		◆環境にやさしいエコドライブやアイドリングストップの普及啓発を図ります。	
◆優良材「西山杉」ブランドの周知及び生産、販売の拡大を図っていきます。		◆工場や事業所からの大気汚染物質の排出及び家庭での野焼き等への監視、指導を行います。	
◆県、森林組合、林業者等と協力連携し、積極的な森林整備を推進します。		◆窒素酸化物や一酸化炭素・二酸化炭素などの大気汚染物質の排出量が少ない低公害車・電気自動車等への買替えや公共交通機関の利用等の環境負荷の少ない交通への転換を促進します。	
主要施策2. 月布川・最上川の清流化を推進します		主要施策2. 排水を適正に処理します	
◆サクラマスが回帰するきれいな月布川・最上川の保全を推進します。		◆公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置を促進します。	
◆月布川・最上川等の水資源を町民共有の財産としてとらえ、町民全体で支える活動を推進します。		◆生活排水による水質汚濁の防止について、町民の意識の高揚を図ります。	
		◆事業活動による排水は、関係法令に基づいて監視、指導を行います。	
主要施策3. 農地の適正な保全に努めます		主要施策3. 土壌や地下水を汚染しないよう配慮します	
◆農業の担い手、人材育成に係る支援を行い農地の適正な維持に努めます。		◆家庭ごみ、産業廃棄物の不法投棄防止のため監視体制を強化します。	
◆耕作放棄地発生抑制のための各種施策を展開します。		◆不法投棄撲滅のための啓発を推進します。	
		◆農業、化学肥料等の使用を極力控えた農業の普及を図ります。	
		◆土壌汚染、地下水汚染に対する正しい情報を発信し、町民の意識の高揚を図ります。	
個別目標② 生物多様性を保全する		個別目標② 騒音・振動・悪臭等を防止する	
主要施策1. 多様な動植物の生息・生育環境を守ります		主要施策1. 家庭・事業所からの騒音・振動を防ぎます	
◆生態系に配慮した事業を実施します。		◆騒音規制法や振動規制法に基づき、事業活動による騒音・振動の規制・監視を行います。	
◆動植物の生息・生育環境を守る町民の活動を支援します。		◆公共工事による周辺環境への影響の低減に努めます。	
◆町に生息する動植物の認識を町民に伝えるため、広報・啓蒙活動を推進します。		◆騒音や振動に対する知識やモラルの啓発を図ります。	
個別目標③ 自然と調和した景観を創出する		主要施策2. 家庭・事業所からの悪臭を防ぎます	
主要施策1. 景観に配慮した町並みを目指します		◆悪臭防止法に基づき、事業活動による発生する悪臭を規制し指導します。	
◆景観形成基準の見直しを図りながら、自然と調和した景観創出を推進します。		◆悪臭対策について、周辺住民や関係者との連絡調整を図ります。	
◆町独自の補助制度等を運用した優良景観の形成・誘導を推進します。		◆悪臭に対する知識やモラルの啓発を図ります。	
主要施策2. 重要文化的景観を保護します		個別目標③ 生涯にわたる環境学習を推進する	
◆保存活用計画を見直し、大江町らしい景観を継承します。		主要施策1. 生涯学習の観点からの環境学習を推進します	
◆文化財の補助制度を活用し、良好な景観形成に努めます。		◆研修会や講演会といった環境学習の機会を増やし、環境に対する知識と理解が深まるよう努めます。	
		◆子どもたちへの環境教育を推進します。	
		◆環境保全活動を指導・実践できる人材の育成に努めます。	
個別目標④ 歴史・文化的資源を大切にする		主要施策2. 環境に関する情報を積極的に取り入れ実践していきます	
主要施策1. 史跡左沢楯山城跡を大切に保全し有効的に活用します		◆町民や事業者が活動意欲をもって実践できるような環境情報を常に発信します。	
◆将来にわたる貴重な財産として保存と活用に向け検討していきます。		◆町が実施する環境施策について、町民が理解し連携しながら実践してもらえるよう情報提供を行います。	
◆町の交流人口拡大の起爆剤として積極的に情報を発信していきます。		◆環境に関する新しい情報を常に把握し、町民や事業者に発信します。	
主要施策2. 歴史や文化を大切に保存し伝承します		環境関連指標	
◆関係団体や町内会等と連携し町の文化財の保存や歴史の継承を図ります。		個別目標	
◆町の文化財を文化的発展に資する財産として教育や観光に活用します。		目標指数	
◆歴史民俗資料館等で住民と協力した文化財の活用を図ります。		現状値 (令和6年度)	
		目標値 (令和12年度)	
環境関連指標		①	
		森林整備面積	
		31.26 ha/年	
		40 ha/年	
		①	
		生活排水処理率※	
		87.0%	
		(令和5年度)	
		91.1%	
		(令和7年度)	
		②	
		野生動植物の生態系に関する講座開催件数	
		1件/年	
		(令和5年度)	
		3件/年	
※目標値は「大江町生活排水処理基本計画」の2025(令和7)年度の目標値。2030(令和12)年度までの目標値は「大江町生活排水処理基本計画」の改定時に設定。		※目標値は「大江町生活排水処理基本計画」の2025(令和7)年度の目標値。2030(令和12)年度までの目標値は「大江町生活排水処理基本計画」の改定時に設定。	

基本目標3【循環】地球にやさしい循環型のまち

関連する SDGs のゴール



個別目標① ごみの減量化とリサイクルを推進する

主要施策 1. ごみの減量化に積極的に努めます

- ◆マイバッグの利用促進を図り、レジ袋使用の削減を促します。
- ◆ごみ減量化のアイデアや取り組み方を随時発信します。
- ◆町のごみ排出量、リサイクル状況等の情報を提供し、町民のごみ減量に対する意識の高揚を図ります。
- ◆フードドライブ・フードパントリーの実施により、食品ロスの低減に取り組みます。

主要施策 2. 資源ごみのリサイクルを推進します

- ◆ごみ分別の必要性と正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◆集団資源回収を推進するため、奨励金の交付を継続していきます。
- ◆リサイクル製品等の環境負荷の少ない製品の購入に努めます。
- ◆資源ごみのリサイクルに関する情報をわかりやすく提供し、リサイクル率の向上を図ります。
- ◆プラスチックのマテリアルリサイクル等の最新動向について情報収集し、町民・事業者に向けて発信します。

個別目標② 不法投棄の防止と廃棄物の適正処理を推進する

主要施策 1. 不法投棄やポイ捨てを撲滅します

- ◆不法投棄やポイ捨ての撲滅に向けた意識啓発を図ります。
- ◆県や大江町環境衛生組合連合会等の各団体と協力し、監視やパトロールの強化を図ります。
- ◆クリーン作戦等による町内美化運動を推進し、不法投棄やポイ捨てがしにくい環境と意識の高揚を図ります。

環境関連指標

個別目標	目標指数	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
①	1 人・1 日あたりの家庭ごみ排出量	610g/人・日 (令和 5 年度)	574g/人・日
①	フードドライブ・フードパントリーの実施回数	0 回/年	1 回/年
②	不法投棄確認箇所数	6 カ所/年	0 カ所/年

基本目標4【脱炭素】カーボンニュートラルで持続可能なまち

関連する SDGs のゴール



個別目標① 省エネルギーを普及拡大する

主要施策 1. 二酸化炭素排出量の低減につながる省エネを実践します

- ◆地球温暖化対策（事務事業編）に基づき町有施設の省エネ化・省エネ行動を推進します。

主要施策 2. 省エネの普及啓発を行います

- ◆二酸化炭素排出量を低減するための取組み等に関する環境情報を発信します。

個別目標② 再生可能エネルギーの導入を促進する

主要施策 1. 再生可能エネルギーの導入を促進します

- ◆地球温暖化対策（事務事業編）に基づき、再生可能エネルギーの導入を町が率先して実践します。
- ◆太陽光発電やバイオマス燃焼機器等の再生可能エネルギー普及のための啓発を推進します。
- ◆再生可能エネルギーの有効利用のための調査・研究を推進します。

主要施策 2. 再生可能エネルギーへの理解を深めます

- ◆再生可能エネルギーがもたらす効果等を幅広く普及啓発し、町民や事業者の意識の高揚を図ります。
- ◆太陽光発電やバイオマス燃焼機器等の再生可能エネルギー普及にむけた各種補助制度に関する情報や初期費用がかからない PPA*事業等に関する情報を収集し、町民・事業者へ発信します。

個別目標③ 持続可能なまちづくりを推進する

主要施策 1. 環境負荷の低い交通への転換を図ります

- ◆役場職員の「エコ通勤」に取り組むとともに、町民・事業者へエコ通勤・エコ通学を普及啓発します。
- ◆国等と連携した燃費の良い次世代自動車への切り替えを推進します。

主要施策 2. 環境資源を活用した産業の活性化を図ります

- ◆環境ビジネスに対する町民の理解を深めるための啓蒙活動を行います。
- ◆地域の事業者を巻き込んだ再生可能エネルギーの活用方法について検討します。

個別目標④ 気候変動への適応を推進する

主要施策 1. 自然災害への対策強化及び災害廃棄物の適正な処理を推進します

- ◆豪雨災害に備え国や県と連携して河川整備を行います。
- ◆ハザードマップの適切な更新・普及啓発を行います。
- ◆豪雨災害に備え防災訓練を行います。
- ◆「大江町災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物の適正な処理を推進します。

主要施策 2. 気候変動に関する情報を収集・発信します

- ◆公共施設等をクーリングシェルターとして提供します。
- ◆熱中症アラートに関する情報を発信します。
- ◆気候変動の影響に関する情報を収集します。

環境関連指標

個別目標	目標指数	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
①	事務事業からの CO ₂ 排出量	1,911t-CO ₂ (令和 5 年度)	1,254t-CO ₂
③	役場職員のエコ通勤実施割合	54.7%	60.0%

*PPA：Power Purchase Agreement（パワー・パーチェス・アグリーメント）の略称で、施設の屋根や遊休地を発電事業者が借り、無償で太陽光発電システムを設置し、発電した電気を施設に供給する仕組み。初期投資ゼロで太陽光発電システムを設置し、その電気を使うことで、電気料金と温室効果ガスの削減が可能。

第8章

大江町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1. 基本的事項

(1) 計画の背景

◆「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に関する計画（以下、「実行計画」という。）について全ての都道府県及び市町村において策定することが義務付けられている。

(2) 計画の目的

◆本実行計画は、国、県等の動向を踏まえ、2050（令和 32）年までにゼロカーボンシティを実現するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、町が事業者として自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図るとともに、町の率先的な取組みを町民・事業者に示すことで町全体へ取組みの拡大を図ることを目的とする。

(3) 上位計画や関連計画との位置づけ

◆本実行計画は、地球温暖化対策推進法の第 21 条第 1 項に基づく実行計画であり、「第 3 次大江町環境基本計画」の一部として策定するもの。

(4) 計画の期間及び目標年度

◆2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度まで（6 年間）。

◆目標年度については、国の目標との整合を図り、2030（令和 12）年度とする。

(5) 計画の基準年度

◆国の地球温暖化対策計画の基準年度を踏まえ、2013（平成 25）年度とする。

(6) 計画の対象範囲

◆本実行計画では、町が所有し、または管理する公共施設における全ての事務事業を対象とする。

◆外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組みを講じるよう要請する。

◆計画期間中に新設される施設等についても本計画の対象とする。

(7) 計画の対象とする温室効果ガス

◆本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の第 2 条第 3 項に規定する次の 7 種類のうち、大江町の事務事業に伴い排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、及びハイドロフルオロカーボン類（HFC）とする。

計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	石炭、石油製品、天然ガス等の化石燃料の燃焼、電気の使用(火力発電所)等
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等
メタン(CH ₄)		稲作、家畜の消化管内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等
一酸化二窒素(N ₂ O)		化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)		カーエアコンの使用・廃棄、冷凍空調機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としての HFC の使用、クロロジフルオロメタン又は HFC の製造
パーフルオロカーボン類(PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造
六ふっ化硫黄(SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・排出、SF ₆ の製造
三ふっ化窒素(NF ₃)		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造

注)

■ の網掛けは本計画の対象外。

(8) 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法											
◆本実行計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲は、町が運営・管理する事業・設備（車両・屋外照明を含む）であり、かつ、エネルギーの使用や下水の処理などの活動量を把握できる範囲とする。											
◆温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 3 条に基づく排出係数及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和 6 年 4 月 環境省）」を用いて算定。											
本実行計画の温室効果ガス排出量算定範囲											
<table><tr><th>ガス種</th><th>活動の区分</th></tr><tr><td>二酸化炭素（CO₂）</td><td>燃料の使用、他人から供給された電気の使用</td></tr><tr><td>メタン（CH₄）</td><td>家庭用機器における燃料の使用、ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水の処理</td></tr><tr><td>一酸化二窒素（N₂O）</td><td>家庭用機器における燃料の使用、ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水の処理</td></tr><tr><td>パーフルオロカーボン（HFC）</td><td>カーエアコンの使用</td></tr></table>		ガス種	活動の区分	二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、他人から供給された電気の使用	メタン（CH ₄ ）	家庭用機器における燃料の使用、ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水の処理	一酸化二窒素（N ₂ O）	家庭用機器における燃料の使用、ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水の処理	パーフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用
ガス種	活動の区分										
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、他人から供給された電気の使用										
メタン（CH ₄ ）	家庭用機器における燃料の使用、ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水の処理										
一酸化二窒素（N ₂ O）	家庭用機器における燃料の使用、ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水の処理										
パーフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用										
2. 温室効果ガス排出量の現状											
◆「大江町の温室効果ガス排出量は、2023（令和 5）年度において 1,911t-CO ₂ であり、基準年度である 2013（平成 25）年度と比較して 23.8%減少。											
◆2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量のうちエネルギー起源の二酸化炭素排出量が 1,885t-CO ₂ と 98.6%を占めている。											
◆エネルギー起源二酸化炭素排出量の内訳をみると、電気が 1,144t-CO ₂ と最も多く 60.7%を占めており、次いで、灯油が 521t-CO ₂ と 27.6%を占めている。											
温室効果ガス排出量 事務事業に伴う温室効果ガス排出量											
2013（平成 25）年度 2023（令和 5）年度 エネルギー起源二酸化炭素排出量の内訳											
3. 温室効果ガス排出量削減に向けた課題											
◆温室効果ガス排出量に占める電気の割合が大きく、電気の使用量を減らすとともに、使用する電気を再エネ由来のものへ転換することが有効。											
◆冬季の暖房に使用するエネルギーが多くなっており、建物の高気密・高断熱化が有効。											
◆公用車を使用する際にはエコドライブのほか、次世代自動車（EV・FCV・PHEV・HV）等の燃費性能の優れた自動車へ代替することが有効。											
◆A 重油燃料エネルギー使用量の削減が有効。											
4. 温室効果ガス排出量の削減目標											
※国の削減目標を踏まえ基準年度比 50%削減として設定											
2030(令和 12)年度に町の事務事業全体の温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 50%削減します。											
温室効果ガス削減目標											

5. 目標達成に向けた取組み

基本方針1	建築物の省エネルギー化・低炭素化
-------	------------------

(1) LED 照明の導入等

- ◆町有施設の照明設備の LED 化を進めるとともに、新築又は改築する際は、LED 照明を導入します。
- ◆新設及び更新する道路照明、防犯灯の LED 化を進めます。

(2) 断熱性能の向上

- ◆建築物の断熱性能の向上を図るため、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入を進めます。

(3) 高効率空調設備の導入

- ◆町有施設の改修の際に、空気調和設備その他の機械換気設備を導入する場合には、高効率機器を導入します。

(4) 新築施設の ZEB 化の推進

- ◆今後予定する新築事業については原則 ZEB 化することを検討します。

(5) デマンド監視システムの導入

- ◆需要電力を常時監視し、設定値を超えると予測されるときに警報を発したり、負荷の制御を行ったりするデマンド監視システムの導入を検討します。

基本方針2	再生可能エネルギー等の導入推進
-------	-----------------

(1) 町有施設への再生可能エネルギーの導入

- ◆町有施設の新築・改築、大規模改修にあたっては、費用対効果を考慮した上で再生可能エネルギーの導入を図ります。導入の際には、初期投資ゼロかつエネルギーの地産地消が可能な PPA 等の活用も検討します。

(2) 蓄電池・EV 等の電源リソースの活用検討

- ◆太陽光発電と併せて蓄電池、EV 等を導入し、平時は再生可能エネルギーを効率的に利用するとともに、非常時の電力確保に向けた検討を進めます。

基本方針3	設備やサービスの購入・使用に当たっての取組み
-------	------------------------

(1) EV・PHV 等の電動車の導入等

- ◆公用車の新規導入・更新の際には、代替可能な電動車がない場合等を除き、電動車（電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）等）とすることを検討します。

(2) 再生可能エネルギー由来電力調達の検討

- ◆再生可能エネルギー由来の電力といった低排出係数の電力調達を検討します。

(3) 省エネ型機器の導入等

- ◆給湯設備や昇降機を導入する場合は、高効率機器を導入します。
- ◆OA 機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、エネルギーを多く消費する旧型の機器の廃止・更新を計画的、重点的に進めるとともに、更新にあたっては、できるだけ省エネ型のものを選択します。

(4) 環境に配慮した物品調達の推進

- ◆必要なものを十分に検討し、調達する数量は必要最小限にするとともに、再生品や省エネ型製品等の環境配慮型製品を優先的に購入します。

(5) 公共建築物への地元産材利用の促進

- ◆町有施設の新築・改築、大規模改修にあたっては地元産材を積極的に利用します。

(6) フロン類の排出抑制

- ◆冷媒としてフロン類が使用されている業務用冷凍空調機器等は（簡易点検・定期点検の実施等行う等）適正に管理するとともに、当該機器等の整備時や廃棄時にはフロン類の充填や回収を適正に行い、オゾン層の破壊及び地球温暖化の原因となるフロン類の大気中への排出を抑制します。

基本方針4	町職員の環境に配慮した行動の実践
-------	------------------

(1) 照明に関する取組み

- ◆昼休み、残業時には業務に支障のない範囲内で不必要な照明を消灯します。
- ◆使用頻度が低いロッカー室、倉庫、トイレ等の照明は普段消灯し、使用時のみ点灯します。
- ◆不要な照明はこまめに消灯します。
- ◆自然光で必要照度が得られる場合には昼光利用し、照明灯の使用を控えます。
- ◆照明灯の使用時間を短縮するため残業時間を削減します。

(2) 空調、換気に関する取組み

- ◆ブラインドやカーテンを利用し熱の出入りを調節します。
- ◆空調設備のフィルター清掃、稼働時間の点検等の保守管理を徹底します。
- ◆事務室及び館内の室温は、夏季は 28℃程度、冬季は 20℃程度の快適な温度に調節します。
- ◆夏季におけるクールビズに加え、通年エコスタイルを実施します。
- ◆使用していない部屋の空調は停止します。

(3) 事務機器に関する取組み

- ◆省エネモード機能を搭載している事務機器を使用する際は、省エネモードに設定します。
- ◆電力消費機器を使用しないときは、こまめに電源を切ります。
- ◆終業時及び長時間使用しない場合、コンセントから電源プラグを抜きます。
- ◆パソコンの未使用時間が1 時間 30 分未満は「スタンバイモード」に設定し、1 時間 30 分以上は「シャットダウン」します。

(4) 移動手段に関する取組み

- ◆職員の通勤時におけるノーマイカーを推進し、徒歩等による健康増進や JR 左沢線等の公共交通機関を積極的に利用していく「エコ通勤」を実施します。
- ◆エレベーターの使用は極力避け、階段を利用するよう努めます。

(5) 公用車使用に関する取組み

- ◆公用車を利用する際は、各課で調整して極力乗合にする等の自動車使用の削減を図ります。
- ◆タイヤの空気圧調整、黒煙排出状況の点検といった車両整備を適切に行います。
- ◆待機中はエンジンを停止し無駄なアイドリングをやめるようにします。急発進・急停止・急加速を避けるようにします。空ぶかしをしないようにします。
- ◆不要な積載物は、その都度、車から降ろすようにします。

(6) その他の電力使用機器等に関する取組み

- ◆省エネモード機能を搭載している電気温水器・温水洗浄便座は、省エネモードに設定します。
- ◆機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で電源を切るようにします。

(7) その他の取組み

- ◆会議には封筒を配布せず、外部からの出席者に対しても必要な場合のみに配布します。
- ◆使用済み封筒は、課内回覧用、庁内連絡用等に活用します。
- ◆A4 判 1 枚程度の簡潔な文書・資料の作成を目指します。
- ◆会議資料は資料枚数を減らすとともに必要最小限の部数とします。
- ◆資料については、多色刷りや色紙を極力避け、できる限り単色でわかりやすいものへと工夫します。
- ◆チラシ・パンフレットは作り過ぎないようにします。
- ◆印刷物（報告書等）の枚数削減、部数削減を徹底します。
- ◆不要となったコピー用紙は、裏面印刷やメモ用紙として再利用します。
- ◆両面印刷・両面コピーを行い、ミスコピーをしないよう留意します。
- ◆水の有効利用を図るとともに、節水に努めます。
- ◆広報紙等を通じてごみの分別区分の周知を徹底し、廃棄物の適正処理及び削減を推進します。
- ◆資源ごみのリサイクルを促進するため、ごみの分別を徹底します。

第9章	計画の推進に向けて
-----	-----------

1. 計画の推進体制

- ◆環境基本計画を推進するため、町民・事業者・町の各主体が自覚と責任を持ち、連携して計画を推進する。
- ◆各主体が最新の環境情報を共有しながら、それぞれの立場でできること、連携してできることをお互いが協力し実践していく。
- ◆庁内においては各課が横断的に計画の推進を図るとともに、国、県及び周辺市町との連携を図る。

2. 計画の進行管理

- ◆計画の推進、点検・評価及び見直しは、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルを用いて、「Plan・計画」→「Do・実行」→「Check・点検評価」→「Act・改善」という流れで行う。
- ◆計画の前提が大きく変わるような社会情勢の変化や法改正等が生じた場合、計画の目標や取組み等について、必要に応じて見直しを行うものとする。
- ◆環境の状況や、指標等により施策の進捗状況を点検・評価した結果は、年次報告として取りまとめ、広く町民・事業者公表する。

